



外国人留学生の就労拡大に向けて

平成 30 年 9 月 6 日、法務省が外国人留学生の就労拡大に向け、新たな制度を創設することとしたと各社報道機関が発表しました。日本の大学または大学院の卒業後、年収 300 万円以上で日本語を使う職場で働く場合に限り、業種や分野を制限せずに外国人の在留を認めるという内容です。外国人のさまざまな活動を独自に定める在留資格「特定活動」の対象範囲を広げるか、入管法を改正して新たな資格を設けるかを検討しているとのこと。

これまで、留学生が大学卒業後に就労を希望する場合「技術・人文知識・国際業務」などの就労資格に変更するケースがほとんどでしたが、大学等で学んだ分野と業務に関連性が必要とされ、選択肢が限られていました。（下記、変更許可ガイドライン参照）

今後、新制度が制定され、業種や分野を制限しないということになると、留学生にとって、日本での就労の実現の可能性が高くなることが予想されます。（平成 30 年 10 月 1 日現在、未確定情報を含みます）

<留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン>

●要件

- 1 本邦の公私の機関との契約に基づくものであること
- 2 自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動であること

「技術・人文知識・国際業務」については、理学、工学その他の自然科学の分野又は法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事する活動であることが必要です。また行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。したがって、例えば、「技術・人文知識・国際業務」に該当すると認められる活動は、活動全体として見ればごく一部であり、それ以外は「技術・人文知識・国際業務」に該当するとは認められない、いわゆる単純な業務に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」に該当しないと判断されます。

<不許可事例> ホテルに就職する場合であって研修と称して、長期にわたって、専らレストランでの配膳や客室の清掃等のように「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務に従事する場合

- 3 従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻して卒業していること

従事しようとする業務に必要な技術又は知識に関連する科目を専攻していることが必要であり、そのためには、大学・専修学校において専攻した科目と従事しようとする業務が関連していることが必要です。

<不許可事例> 大学（教育学部）を卒業した者から、弁当の製造・販売業務を行っている企業との契約に基づき現場作業員として採用され、月額 20 万円の報酬を受けて、弁当加工工場において弁当の箱詰め作業に従事するとして申請があったが、当該業務は人文科学の分野に属する知識を必要とするものとは認められず「人文知識・国際業務」の該当性が認められないため不許可となったもの

- 4 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること
- 5 素行が不良でなく、入管法に定める届出等の義務を履行していること

外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリープ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>